

都道府県ごとの許可制度について

現行制度

古物商・古物市場を営もうとする者は、営業所・古物市場が所在する都道府県ごとに許可を得る必要がある。

主な意見

一度どこかの都道府県で許可を受ければ、他の都道府県では届出をすることで営業ができることとすべき。
審査基準が全国同一であり、裁量の余地が少ないと思われるので、許可手続の簡素化が可能ではないか。

◆ 盗品売買の防止という法目的を担保するため、取締りの仕組みもセットで考慮すれば、許可手続を簡素化してもよいのではないか。

◆ 全国区域での許可制度への変更は、大きな制度変更となり現実的ではないことから、都道府県公安委員会による許可制度のまま、手続の簡素化を行うべき。

◆ 各公安委員会が情報共有を行いつつ、監督を行うべき。

論点

都道府県公安委員会による許可制度を維持しつつ、許可手続を簡素化すべきではないか。

そこで、ある都道府県公安委員会から許可を受けた場合には、その他の都道府県に営業所を設ける際は届出のみで足りる制度とすることを検討してはどうか。

- ただし、営業の全国展開が容易になることから、盗品等の売買を防止するため、申請事項に変更が生じた場合には古物商に確実に届出を行わせつつ、各都道府県公安委員会の間で情報共有を行うなどしながら、指導監督を徹底すべき。

営業の制限について

現行制度

古物商は、その営業所又は取引の相手方の住所若しくは居所以外の場所において、買受け等のために古物商以外の者から古物を受け取ってはならない。

主な意見

集合住宅のエントランス、百貨店等のイベント会場など、現行制度において受取ができない場所において、届出をすることにより受取ができるようにしてほしい。
受取可能な場所を限定した形での制限緩和ができないか。

◆ 営業制限を緩和するのであれば、帳簿記載、本人確認等の義務の徹底を担保する措置を設けるべきではないか。

◆ 消費者保護の観点から、許可を得ている業者であるか否かを消費者が確認できるようにする必要がある。

論 点

営業制限を緩和し、集合住宅のエントランス、百貨店等のイベント会場などにおいても、あらかじめ届出をすることで、受取を可能とすることを検討してはどうか。

- ただし、制限を緩和した場合、帳簿記載や本人確認等の義務の履行状況について都道府県公安委員会が指導監督を行うことができるように、受取の日時及び場所を都道府県公安委員会にあらかじめ届出させることが必要ではないか。
- 受取場所においては、標識の掲示等による消費者保護を検討すべき。

簡易取消し制度について

現行制度

所在不明である古物商の許可を取り消すには、3か月以上所在不明であることを公安委員会が立証した上で、聴聞を実施する必要がある。

主な意見

営業実態が不明な許可や、廃業後も返納されていない許可が相当数あると思われる。
簡易な手続での取消しを可能にすべき。

◆ 更新制の導入も考えられるが、過去に古物営業の許可の更新制を廃止した経緯があり、また、行政コストの増大を招くことから、現実的ではない。

論 点

営業実態が不明な場合や古物商等が所在不明である場合に、簡易な手続により許可を取り消すことができる制度の導入を検討してはどうか。

- 本来返納されるべき許可証が悪用されるおそれがあり、また、所在不明の古物商には監督を行うことも不可能であるから、営業実態のない許可を減らす必要があるため。
- 更新制は営業実態を反映しやすいというメリットがあるが、過去に更新制を廃止した経緯があり、行政コストも増大するという理由から、まずは、簡易な取消し制度の導入を検討してはどうか。

暴力団排除について

現行制度

古物営業の許可制度では、盗品の売買の防止等の法目的に照らし、不適格者を排除するため、財産犯の前科等に係る欠格事由を設けているが、暴力団排除条項は設けられていない。

主な意見

暴力団排除は業界としても当然必要であると考えており、暴力団排除条項を導入すべきである。

論 点

古物商の欠格事由に暴力団員を排除する規定を設け、暴力団員が古物営業の許可を得ることのないようにすることを検討してはどうか。

- 遵法意識の欠落した暴力団員が古物営業を営むこととなれば、盗品等の売買の防止という法目的を達成するために必要な本人確認、帳簿記載等の措置が適切に執られることは期待できない。
むしろ、立場を悪用して積極的に不正品の処分先となるおそれすらあるため。